

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関	埼玉県がん登録審議会
--	------------

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。